琵琶史観の諸相――藤原孝道に至るまで――

神田邦

彦

## 神田邦彦

### はじめに

日本の琵琶は、承和の遣唐使の時、藤原貞敏が渡唐して琵琶 日本の琵琶は、承和の遺唐使の時、藤原貞敏が渡唐して琵琶 かな誤りで、貞敏以来の師資相承と秘曲の相伝は、貞保親王や た。そして、貞敏以来の師資相承と秘曲の相伝は、貞保親王や た。そして、貞敏以来の師資相承と秘曲の相伝は、貞保親王や で見の限り、そうした見方は十二世紀初頭から文献に見え始 と、賢円以下の西流に分かれたと言われてきた。 と、賢円以下の西流に分かれたと言われてきた。 と、賢円以下の西流に分かれたと言われてきた。 と、賢円以下の西流に分かれたと言われてきた。 と、賢円以下の西流に分かれたと言われてきた。

う(小林加代子氏)。つまり、貞敏が持ち帰ったものではなく、 宋で一〇五二年以降流行した曲であり、その後日本に伝来した めるのは十一世紀末から十二世紀初頭であり、しかも、のちに 時代にはすでに渡来しており、正倉院に楽器、楽譜が伝わって られる。ただし、その実態は中唐の琵琶の調絃法を学んだので 五年)、いわゆる最後の遣唐使でのことであって、事実と考え G・ネルソン氏)、「楊真操」は院政期以降日本での作曲かとい 泉」はその「石上流泉」の編曲かとされ(以上スティーヴン・ 泉」は日本で琴曲から琵琶曲に移されたもので、「上原石上流 ものと考えられるという。その他の秘曲についても、「石上流(3) 琵琶の最奥の秘曲とされた「啄木」は、早川太基氏によれば、 いうようなことは確認できない。琵琶の秘曲が文献に登場し始 いる)。まして、秘曲を伝授されたことや、玄上等を賜ったと あり、日本に初めて琵琶を招来したわけではない(琵琶は奈良 よって裏付けられ、それは唐の開成三年(八三八、日本の承和 の貞敏奥書、貞敏に同行した円仁の『入唐求法巡礼行記』等に

して唐へ渡り、琵琶を習ったこと自体は『日本三代実録』の貞問視されている。詳しくは後述するが、貞敏が遣唐使准判官とることなく続いてきた、などという点についても、現在では疑か、貞敏以来の師資相承が桂や西の流派の時代まで連綿と絶え

(貞観九年(八六七)十月四日条)や『琵琶諸調子品

まり、秘曲の登場も、玄上の本格的登場も、院政期以降なのまり、秘曲の登場も、玄上の中格的登場も、院政期以降なの名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器玄上についても、西暦一〇〇〇年頃の成立とされる『枕の名器文上ので過じなる。羅城門のれる累代の御物の一つとして特記されるようになる。羅城門のれる累代の御物の一つとして特記されるようになる。羅城門のれる累代の御物の一つとして特記されるようになる。羅城門のれるようになり、三種の神器とともに代々の天皇により継承されるようになり、三様で表し、一様で琴から琵琶へ移されたり、編のちに宋から伝来したり、日本で琴から琵琶へ移されたり、編のちに宋から伝来したり、日本で琴から琵琶へ移されたり、編の名器文上の本格的登場も、京田はいるのは、日本で琴から琵琶へ移されたり、編のちに宋から伝来している。

医を弾いた記録も見えないことがすでに指摘されている。 (空) 玄上を賜ったなどというのは、疑わしいというわけである。貞太子のことを示す同時代史料は見当たらない。博雅についても、原が成立しないことは、つとに指摘されている。貞保以後、源係が成立しないことは、つとに指摘されている。貞保以後、源係が成立しないことが、つとに指摘されている。貞保以後、源のことを示す同時代史料は見当たらない。博雅については、原本のことを済まえると、貞敏が秘曲を伝授されたとか、(空)

り文献に見え始めることから、これを「中世日本の琵琶史観」筆者は、前述のような歴史観が、院政期(十二世紀初め)よ

のではないかと考えている。ょうどそのころ琵琶の家が形成され始めたことが関係していると呼んでいるが、こうした歴史観が登場し始めた背景には、ち

琵琶の家の権威を保証してきたと思われるのである。 とであり、貞敏以来の秘曲を相伝しているという由緒・来歴が、とであり、貞敏以来の秘曲を相伝しているということであった。とであり、貞敏以来の秘曲を相伝しているということであった。 とがあり、貞敏以来の秘曲を相伝しているということであった。 とであり、貞敏以来の秘曲を相伝しているということであり、貞敏以来の秘曲を伝授を表え、秘事・秘曲を伝授

そうしてみると、琵琶の家が形成される中で、家の秘ーでである。この符合は、琵琶の家が形成される中で、家の秘ーに授が行なわれるようになって、その秘曲の由緒・来歴を秘曲伝授が行なわれるようになって、その秘曲の由緒・来歴をである。はじめて琵琶の家として登場するのは、源経信・同基基綱は一〇四九~一一六年である。また、琵琶の秘曲が文献に登場するのは先に述べたように、十一世紀末から十二世紀初頭であり、をのは先に述べたように、十一世紀末から十二世紀初頭であり、るのは先に述べたように、十一世紀末から十二世紀初頭であり、を育り、経信の歴史観の文献上の登場が十二世紀初頭である。したがっるのは先に述べたように、十一世紀末から十二世紀初頭であり、琵琶の歴史観の文献上の登場が十二世紀初頭である。したがっるのは先に述べたように、十一世紀末から十二世紀初頭の登場で、これら三つはいずれも十一世紀末から十二世紀初頭の登場で、これら三つはいずれも十一世紀末から十二世紀初頭の登場で、これら三つはいずれも十一世紀末から十二世紀初頭の登場と、のである。この符合は、琵琶の家が形成される中で、家の秘密のである。この符合は、琵琶の家が形成される中で、家の秘密は独立とは、

語られるようになったからではないだろうか。伝・奥義として秘曲が作られ、家と秘曲の由緒を説く歴史観が

ろ、どこから生じてきたのだろうかということである。

筆者は最近こうした仮説を発表したが、そこでは時間や紙幅 等者は最近こうした仮説を発表したが、そこでは時間や紙幅 である。

玄上も、ずっとあとになって文献に登場して来る。 玄上も、ずっとあとになって文献に登場して来る。 玄上も、ずっとあとになって文献に登場して来る。 立ところであるが、貞敏の琵琶伝習は、『琵琶一度私見を述べたところであるが、貞敏の琵琶伝習は、『琵琶一度私見を述べたところであるが、貞敏の琵琶伝習は、『琵琶一度私見を述べたところである。ただ、そこで秘曲を伝授されたとか、玄上を賜ったというようなことは見えないのである。前述のように、秘曲も、 立とし、ずっとあとになって文献に登場して来る。

文献中もっとも詳細に描いているが、こうした歴史観はいつごの琵琶の歴史物語である『文机談』は、こうした歴史観を、諸とが、当然問題になってくるであろう。とくに、鎌倉中期成立な話が、どこからどのように生じてきたのであろうかというこそうしてみると、秘曲を伝授され、玄上を賜ったというよう

まり、『文机談』の貞敏琵琶伝習譚は、『文机談』執筆時にお とされた。猪瀬氏は中原氏の論に、中原氏は猪瀬氏の論に言及(ミヒ) うとされた。そしてその後、中原氏も別稿において、『文机談 西流師範家の正統であることを明らかにするために書かれたも 右筆であった人物によって書かれたものであり、 机談』が、文机房隆円という、西流師範家の当主孝時の弟子で うことである。それは中原氏が早くに説かれているように、『文 おいて伝承されてきたものに基づいて書かれたのであろうとい て初めて発想されたものではなく、孝道以来、西流の師範家に されていないが、お二人の結論は詮ずるところ同じであり、つ 摘され、『文机談』は孝道以来、西流の伝承を基盤に書かれた の貞敏琵琶伝習譚中に孝道の『琵琶灌頂次第』との共通点を指 は孝道以来の西流師範家における伝承を受け継いだものであろ 父)考案の『音楽講式』と共通する部分を指摘され、『文机談 敏琵琶伝習譚中に、西流師範家の当主藤原孝道(前述の孝時の はないかと考察された。また、猪瀬千尋氏も、『文机談』の貞 西流師範家において伝承されてきたものをもとに書かれたので 机談』や『琵琶秘抄』執筆の段階で初めて書かれたものではなく、 れることから、『文机談』や『琵琶秘抄』の琵琶伝習譚は、『文 もそれが西流師範家の当主藤原孝時の口伝に拠るものと考えら 談』と非常によく似た貞敏の琵琶伝習譚が記されており、しか 中原香苗氏は、天野山金剛寺所蔵の『琵琶秘抄』に、『文机 孝時の流れが

では、孝道以前はどうであったろうか。その点について中原氏に言及はないが、猪瀬氏はこうした歴史観は、孝道が秘曲伝(二二〇五))の、孝道による「付会」に始まったとされる。しかも、これまでは、こうした歴史観がうかがわれる記事る。しかも、これまでは、こうした歴史観がうかがわれる記事る。しかも、これまでは、こうした歴史観がうかがわれる記事る。しかも、これまでは、こうした歴史観がうかがわれる記事を調査、蒐集し、そこへ検討を加えるということは行われてこを調査、蒐集し、そこへ検討を加えるということは行われてこを調査、蒐集し、そこへ検討を加えるということは行われてこを調査、蒐集し、そこで、ここからは、孝道時代までに成なかったように思う。そこで、ここからは、孝道は前とで、を調査、蒐集し、そこで、ここからは、孝道は前とで、を調査、第二、本道は前とで、本道は前からこうした歴史といった文献に見られる琵琶の歴史観の内容を時代順に検討して、を調査、第二、大学の大学のでは、本道は前にないである。

## 一、貞敏による琵琶伝習の実態

ことを怠ったからである。根本氏にはそのことをお詫び申し上り、一度拙稿に書いたところではあるが、論の進行上、押さえり、一度拙稿に書いたところではあるが、論の進行上、押さえという論考があることと、以前その拙稿を書いた際、根本千聡氏に「藤原貞敏が唐からもたらした琵琶演奏伝承とその背景」という論考があったにもかかわらず、先行研究として言及するという論考があったにもかかわらず、先行研究として言及するという論考があったにもかかわらず、先行研究として言及するという論考があった。根本氏にはそのことをお詫び申し上という論考があった。

うのである。

(3)

研究として紹介させていただきたいと思う。そして、あらため研究として紹介させていただきたいと思う。そして、あらため研究として公表されたので、ここでは根本氏の博士論文を、先行げるとともに、根本氏が先ごろそれを改訂され、博士論文の一げるとともに、根本氏が先ごろそれを改訂され、博士論文の一

まず貞敏卒伝から見ておこう。の貞敏卒伝と、『琵琶諸調子品』貞敏奥書とに記されている。貞敏の琵琶伝習については、前述のように、『日本三代実録』

## (一) 『日本三代実録』貞敏卒伝について

(貞観九年〈八六七〉十月)

鎮西。 都。 唐大中元年。本朝承和六年也。 劉娘尤善琴筝。貞敏習得新声数曲。 願令薦枕席。貞敏答曰。 答曰。是我累代之家風。更无他師。 劉二郎贈譜数十巻。 礼貴往来。 琵琶。承和二年為美作掾兼遣唐使准判官。五年到大唐達上 部卿従三位継彦之第六子也。少耽愛音楽好学鼓琴。尤善弾 四日己巳。従五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒。貞敏者。刑 逢能弾琵琶者劉二郎。貞敏贈砂金二百両。劉二郎曰。 此何 請欲相伝。 (※「何」字無い本あり)人哉。僕有一少女 一郎設祖筵。 因問曰。君師何人。素学妙曲乎。貞敏 即授両三調。 贈紫檀紫藤琵琶各一面 一言斯重。千金還軽。既而成婚礼 七年為参河介。八年遷主殿 明年聘礼既畢。解纜帰 劉二郎日。於戯昔聞謝 二三月間。

芸。以能弾琵琶。歴仕三代。雖无殊寵。声価稍高焉。 拝掃部頭。貞観六年兼備中介。卒時年六十一。貞敏无他才年兼備前介。明春加従五位上。天安二年丁母憂解官。服闋助。少選遷雅楽助。九年春授従五位下。数歳転頭。斉衡三

年のことである。 紫檀・紫藤の琵琶各々一面を贈った。このことは唐の大中元年 翌年、結納が済んで帰朝しようとすると、劉二郎は宴席を設け 劉二郎の娘は、琴・筝に巧みで、貞敏は「新声数曲」を習った。 千金は還りて軽し」と答えてこれを承諾し、婚礼は成立した。 し」と答えた。劉二郎は、「昔謝鎮西を聞く。此の人か」と言い と尋ねると、貞敏は「これ、我が累代の家風なり。更に他師无 そして、 を習い尽くし、終わりに劉二郎から「譜数十巻」を贈られた。 貞敏に「両三調」を授けた。そして二三ケ月をかけて「妙曲 を貴ぶ。 二郎」に逢い、「砂金二百両」を贈った。劉二郎は「礼は往来 として渡唐して「上都」(長安)に至り、琵琶を能くする者 次のようになろう。貞敏は承和五年(八三八)、遣唐使准判官 (※承和六年ならば開成四年、 一人の娘がいるとして結婚を勧めた。貞敏は、「一言は斯く重く」 傍線部が貞敏の琵琶伝習を記した部分で、その概要を記せば 劉二郎が「君の師は何人〔か〕。素より妙曲を学ぶか 請われて相伝せんとす」(原漢文、以下同)と答えて 八三九年の誤り)、日本の承和六 傍線筆者、 ※印以下は筆者注

つまり、貞敏は長安へ行き、劉二郎という者に就いて琵琶を

調子

(調絃法) をいくつか教わり、

つまり、

貞敏は、

劉二郎に砂金二百両を贈って、まず琵琶の

次いで二三ケ月を費やして

その伝習期間も短いので記されていないのだと考えられる。 とか、「いくつかの」の意であろうが、これは楽曲の伝習に先 に先立って授けられたという「両三調」の「両三」は「二三の\_ 終わりに「譜数十巻」を贈られたとあること、伝習に二三ケ月 間も、 費やして「妙曲」を習い尽くし、「譜数十巻」を贈られた。こ 学んだ。まず習ったのは「両三調」であり、ついで二三ケ月を ものではない。それゆえ、「授く」と表現されているのであり に長いものではないから何度も練習して習得するというような これはどのように調絃するかということであって、楽曲のよう くてはならない。それゆえ、まず最初に学んだのである。また、 絃法がある。調絃法であるから、楽曲を学ぶ前に知っておかな 演奏に先立って調絃しなければならないが、これには複数の調 ら、琵琶の調子(調絃法)と解される。 琵琶は絃楽器であるから 立って習っていること、「授く」と表現されていることなどか 伝習に時間を要するのは楽曲だからである。そして、その楽曲 いは両方かは未詳)のことと理解される。その数が多く、 を要していることから、これは楽曲(合奏曲か独奏曲か、 る程度推測することができる。まず「妙曲」については、その 及んでいなかった部分だが、どういうことを学んだのかは、 こには具体的な調子名や曲名が書かれておらず、曲数も伝習期 贈られた譜の巻数さえ概数であり、先行研究では検討 かつ

一八

曲と解するのが自然であろう。数曲」については、娘が琴・筝に巧みだというから、琴か筝の解できるのである。なお、劉二郎の娘から習ったという「新声楽曲を学び、最後にその証として数十巻に及ぶ譜を賜ったと理

の点はあとで重要になってくるのである。 琶伝習が、後世どのように語られたかを検討するとなると、こ らば、ここまでの検討は不要かもしれない。しかし、貞敏の琵 ち入っておられない。この卒伝と、次に述べる『琵琶諸調子 を補強、 ど、佐藤氏が検討されなかった周辺の問題を検討されて佐藤論 唐の目的や、卒伝のような伝習譚を誰がどのように書いたかな ない。また、根本氏の場合は、佐藤氏の論を承けて、貞敏の渡 (「両三調」 「妙曲」 「新声数曲」などの解釈) は行なっておられ に筆を割かれており、筆者が上に述べたような伝習内容の分析 伝と次項の 辰雄氏であり、 取り上げ、 では次に『琵琶諸調子品』の方を見てみよう。 以上、この伝習内容の分析は筆者の分析である。この卒伝を のどちらが貞敏の伝習の実態を伝えているかということな 発展されており、筆者のような伝習内容の分析には立 貞敏の琵琶伝習の実態を検討されたのは、まず佐藤 『琵琶諸調子品』や『入唐求法巡礼行記』との比較 次いで前述の根本氏であるが、佐藤氏はこの卒

# 〔二〕『琵琶諸調子品』貞敏奥書について

『琵琶諸調子品』とは、宮内庁書陵部の伏見宮家旧蔵書に二

はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。 はその写しで、南北朝期の写しという。

絃合 (調絃を確かめるための短い曲) である。 \*\*\*\*\*\*\*\*\* 内容は、以下に挙げるように、琵琶の二十七の調絃法とその

食調、7乞食調、8少食調、 17林鐘調、18清調、19殺孔調、 調、12水調、13万渉調、14風香調、15返風香調、16仙女調 1壱越調、2壱越上調、3沙陀調、4双調、5平調、 (※22と27は絃合なし) 23 鴛鴦調、 24南品調、 25玉神調、 9道調、 20難調、 26碧玉調、 10黄鐘調、 21仙鶴調、 27啄木調 11 22 鳳凰 6大

(学廉十郎、八十五歳)を派遣し、場州開元寺の北ので、貞宮 の王友真に託して、揚州(現江蘇省揚州市)の観察府に琵琶博士の派遣を依頼した。これを受けて揚州観察府は、九月七日に、琵琶博士で、揚州の州衙(州の役所)前第一部の廉承武(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、揚州開元寺の北の水館(水(字廉十郎、八十五歳)を派遣し、湯州開元寺の監視・監督を記したということになる。

らためて書き出してみよう。 でに佐藤氏の前掲論文に指摘されているが、次にその違いをあと大きく異なっていることは一目瞭然で、その違いの多くはす習したものだったことになる。先の『三代実録』の伝える内容際、廉承武より送られた譜であり、この譜の内容が、貞敏の伝のより、この『琵琶諸調子品』は、貞敏が琵琶を習い終えた

にも、

根本氏にも言及はない)。

A 伝習の日時が詳細に記されており、しかもそれが貞敏卒 の月ということであった。 『諸調子品』奥書では開成三年(日本で は承和五年、西暦八三八年)九月七日から同二十九日の二十二 日間ということになるが、卒伝では単に承和五年とのみあって は承和五年、西暦八三八年)カ月七日から同二十九日の二十二 は承和五年、西暦八三八年)カ月七日から同二十九日の二十二 は承和五年、西暦八三八年)カ月七日から同二十九日の二十二 は承和五年、西暦八三八年)カリーのより、しかもそれが貞敏卒

B 伝習の場所も異なっている。卒伝は「上都」(長安)と

琵琶史観の諸相

藤原孝道に至るまで

というのは、佐藤氏前掲論で指摘されているように、名や字では「廉承武」、「字廉十郎」とする。なお、「劉二郎」や「廉十郎」の、琵琶の師の名も異なっている。卒伝は「劉二郎」、奥書していたが、こちらは「揚州開元寺の北の水館」である。

はなく輩行で、「廉十郎」ならば廉家の十男の意であろう。

ものと思われる(なお、このDの違いについては前述の佐藤氏と絃合を記したものであるから、それらを「弄調子」と呼んだでは、「弄調子」とのみ記されている。「弄調子」とは他に用例では、「弄調子」とのみ記されている。「弄調子」とは他に用例では、「弄調子」とのみ記されている。「弄調子」とは他に用例では、「弄調子」との表語の調子とな合を記したものであるから、それらを「弄調子」と呼んだと絃合を記したものであるから、それらを「弄調子」と呼んだと絃合を記したものであるから、それらを「弄調子」と呼んだとなった。

らわかることは、この『諸調子品』が贈られたものであったこであり、また「紫檀紫藤琵琶各一面」であったが、貞敏奥書かE 伝習後、贈られたものも違う。貞敏卒伝では、「譜数十巻」

とになる。

に臨んで宴席が設けられたことなどがあった。二郎と貞敏のさまざまなやり取りや劉二郎の娘との婚姻、別れ下。また、このほかに異なることとしては、貞敏卒伝には劉

よっても、秘曲の伝授や玄上の下賜は確認できないのである。このように、両者は大きく異なっているわけだが、いずれに

### (三) 伝習の実態

敏の琵琶伝習を美化したものではないかと推測されている。ま たなどとするのは、 郎にその技量を絶賛され、娘と婚姻、紫檀・紫藤の琵琶を賜 と考えられる。『三代実録』が、長安で学んだとし、 る水館に寄宿する貞敏とはいつも行動を共にしたわけではなか れは円仁の滞在場所が開元寺内の僧房であり、開元寺の北にあ 事」の「王友真」なる人物は『巡礼行記』にも同様の役目を負 であり、 にいう伝習場所であった。また、『諸調子品』に見える「揚州 その滞在場所は開元寺の北の水館であり、それは『諸調子品 州に滞在しており、長安行き一行には加わらなかった。しかも 七月二十四日から翌四年二月二十日に帰途に就くまでずっと揚 えられる。すなわち、『行記』によれば、貞敏は開成三年(八三八 よって、『琵琶諸調子品』 ったからであろう)ものの、『諸調子品』が実態を伝えるもの った人物として何度か登場する(八月十日条、十二月二日条等)。 ているように、貞敏に同行した円仁の『入唐求法巡礼行記』に こうしたことから、『行記』には琵琶伝習のことは見えない(そ 貞敏の琵琶伝習の実態については、前述の佐藤氏が論じられ 根本氏は、 貞敏卒伝が「意識的に改変された可能性」を指摘され その間を取り持った「勾当官銀青光録大夫検校太子庶 貞敏ら遣唐使一行の監視・監督を行っていた役所 国史の薨伝 同書が国史であるからで、 の伝えるところが実態であったと考 卒伝の編集に関する先行研究をも 福島和夫氏は貞 師の劉二

> の執筆に関わった可能性に言及されている。 功績のあった貞保親王が『三代実録』編纂に関わり、貞敏卒伝また貞敏のもたらした琵琶の調絃法を受継し、日本の音楽界に

られる。それゆえ、貞敏没後三十四年後に編纂された『三代実 績は大きかったといえるわけであるが、帰朝してからしばらく この時学んだ調絃法が、のちに貞敏自身によって整理され、そ だ内容として残されているのは琵琶の調絃法であった。じつは 婿舅の間柄にまでなって琵琶を伝習してきたと美化されたので は、決して上首尾とは言えない琵琶伝習ではなかったかと考え くのであり、その意味においては、後世からすれば、貞敏の功 れが平安中後期にかけて日本の琵琶の調絃法の基礎になってゆ 承武字廉十郎」という、引退した齢八十五の老人であり、学ん 向けられた琵琶の師は、揚州観察府(「州衙」)の「前第一部 ならない)。そうして、『諸調子品』によれば、琵琶伝習に差し て、『行記』とは齟齬しない 琵琶伝習が開成三年九月七日から同二十九日までだったとし あると考える。いずれにしても、『諸調子品』のいうように、 で長安行き一行には加わらなかった(同十月四日条) 日条、十二月二日条、 も体調を崩して病臥していた時期があった(同年十一月二十九 到着直前に下痢を起こし(承和五年七月二十四日条)、その後 これらに私見を加えるなら、『行記』によれば、 (延喜元年 〈九〇一〉成立) 同五日条、 (貞敏が病臥していた期間とも重 では、貞敏は都長安で絶賛され 同九日条) から、それがもと 貞敏が 可能性も

琵琶史観の諸相 秦筝 更に巧みなり -藤原孝道に至るまで-

たのではないか、ということである。 る分だけ奥書の伝える伝習の成果は、 国家としては理想であったということなのであり、 書の伝える伝習と大きく乖離しているのは、卒伝の内容こそが はないかと推測するのである。翻っていえば、卒伝の内容が奥 当初は不首尾と見なされ 乖離してい

### 琵琶史観の諸相

るが、 どと言われるようになる。ここからは、そのことを、時代を追 って順に見てゆきたい。 右のような歴史観は、管見の限り、次の輔仁親王の「弾琵琶」 同時に日本の琵琶の師資相承や秘曲相伝の始まりであるな 院政期以降は、この琵琶伝習が日本の琵琶の始まりであ の琵琶伝習の実態は右のようなものであったと考えられ

が初見である。

弾琵琶 塵遺十葉遠伝風 絃象四時堪調月 只有琵琶曲自通 閑居親友是何物 武より、我に至るまですでに十代に及ぶ。故に云ふ 従大唐琵琶師廉承武。至於我已及十代。故云。(大唐の琵琶師廉承 絃は四時を象りて 塵は十葉に遺りて 只だ琵琶有るのみ 閑居の親友は 是れ何物ぞ 曲自らに通ふなり 月に調ぶるに堪へ 遠く風を伝へたり

うに見ることはできない。

秦筝更巧佳娘芸 佳娘の芸

> 莫咲老来多感興 羌笛尤宜伶客功 歌三楽慕栄翁 羌笛 一に三楽を歌ひては 咲ふこと莫れ 尤も宜し 老来感興の多きことを 伶客の功 栄翁を慕はん(35)

傍線·波線筆者

この時代まで連綿と続いてきていることを示す資料として紹介 時(一九八六年)はまだ貞敏の秘曲伝授が疑問視される前であ ったためか、氏はこれを、貞敏以来の師資相承と秘曲の相伝 これは前述の佐藤氏がはじめて指摘された資料であるが、当

された。

院政期に伝来したものである(前述早川氏)とすると、そのよ 期以降の登場であり、とくに「啄木」が宋代の流行曲であって、 伝授された事実は見当たらず、しかもその秘曲がいずれも院政 に学んだことがはっきりしているのは調絃法であって、秘曲を を記す文献がない上に、前節までに記したとおり、貞敏が実際 没後二百年以上のちの人である。その間、まったく伝授のこと しかし、 後述するように、作者輔仁は貞敏(八○七~六七)

承武から貞敏への琵琶伝習に始まるとの認識に基づくものであ を廉承武に求めていることから、日本の琵琶の師資相承が、廉 るのでこう表現したとことわりがある。琵琶の師資相承の発端 漢文)の、自注 さて、引用傍線部「塵は十葉に遺りて遠く風を伝へたり」(原 廉承武から輔仁まで十代というのは、『文机談』が、その (破線部)に、廉承武から「我」まで十代であ

猪瀬氏のいう孝道の秘曲伝授作法の整備(『琵琶灌頂次第』の 二年(一一一九)役だから、この作品はそれまでの成立である。 でに言われていたことをうかがわせるものである。輔仁は元永 でに言われていたことをうかがわせるものである。輔仁は元永 でに言われていたことをうかがわせるものである。輔仁は元永 同信明―同資通―同経信―同基綱―輔仁親王とし、この「弾琵師資相承の次第を、廉承武―貞敏―貞保親王―源脩―同高明―

へ□せ給ふ。またその御子にて花薗のをと、有仁つたへ賜一、基綱のながれをば、後三条院の第三の御子輔仁親王伝によれば、のちに桂流二代目とされた源基綱の弟子という。さて、輔仁は、伏見宮本『文机談』巻二「花園左大臣殿御比巴事」

はらせ給ふ。(後略)

成立)の元久二年(一二〇五)を遡ること八十六年である。

は基綱の弟子輔仁の子で、かつ弟子にあたるからだろうと推測 は基綱の弟子輔仁の子で、かつ弟子にあたるからだろうと推測 を対録』上「師伝相承」の記事によれば、基綱の外孫大原尾張 と、琵琶を当初は基綱から学んだが、基綱の没後は、輔仁の のにしていないが、右の『文机談』よりのちの成立と見られる『琵 を対録』上「師伝相承」の記事によれば、基綱の外孫大原尾張 と、琵琶を当初は基綱から学んだが、基綱の没後は、輔仁の のにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 を対象』と「師伝相承」の記事を踏まえると、有口 を対象』という。その理由を『胡琴教録』は明ら かにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 を対象』という。神仁の師を には見当たらないが、次に示す『胡 にあると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 がにしていないが、右の『文机談』の記事を踏まえると、有口 を対象』という。神仁の師を は基綱の弟子にあたるからだろうと推測

で孫弟子の有仁が師になったのだと考えられる。(一一九)(前述)で、二人は相次いで亡くなったから、それできる。基綱の没年は永久四年(一一一六)、輔仁は元永二年

はち、 平ら、型のごとく琵琶を弾くといへども、その骨法最も下 ぬ。しかるに、かの女子を、外祖父最も寵愛して、琵琶の(☆原星版)(薬基綱) 数曲を弾く。 云々。その、ち、筑紫にして、案のごとく死におはりぬ 聞こし召すべきことあらば、かの孫女を召すべきなり』と 外孫の女に、底を払ひて授け給ぶところ也。いまよりのち 品なり。よつてこれを優賞すること能はず。生年十三歳の 秘曲、誰の人に伝へ置くぞや』。申して云はく、『時俊・信 に云はく、『年闌けて遠ありき、心細く思し召す。琵琶 父の卿、大宰の帥になりて、筑紫へ下りし時、白河院仰せ 已下の秘事、底を払ひて教へられをはんぬ。そのゝち、祖 ならず。しからば、秘曲をもつて先とす』と言ひて、三曲 にもこれを習うべし。予すでに老いにたり。余算いくばく 秘曲を授けしむ。『楽はあながちに秘事にあらず。誰の人 帥(の)婿たり。こゝに女子二人を生みてのち、離れをは(ん) りといへども、威勢世に満ち、諸人これを許す。よて基綱 故白河院御時、尾張守高階為遠といふものあり。諸大夫た 白河院御悲歎殊に甚だし。遺言に任せて、女を召す。すな 頗る遺恨也。早くこれを習うべし。 内へ参る柑子色の袴、鈍色の衣五つ(※五衣カ)、これを着る。 絶妙極まりなし。 仰せに云はく、 一流れたるにより

のち、六条入道職道、妻とす。(後略)て、花園の左府に仰せて、楽曲を習はしめて、人となりて

これによると、基綱は基綱家の子女に婿入りした高階為遠の、 これによると、 書心がいく。

また、『今鏡』によれば、有仁邸には、基綱の息信綱が出入のとまず(反証のない限り)信を置いてよいと思われる。したがって、この話は大原尾張殿か、信綱から直接聞いたる。したがって、この話は大原尾張殿か、信綱から直接聞いためのだった可能性があり、『文机談』の記事とも齟齬しないから、ひとまず(反証のない限り)信を置いてよいと思われる。

くて、外より参らねど、内の人々にて、御み遊び絶ゆる事師などの朝夕なれ仕うまつるが、弾き物、吹き物せぬは少遊び合はれたるはさる事にて、百大夫と世にはつけて影法上の御兄弟たちの君達、若殿上人ども、絶えず参りつつ、

りしていたと解せるくだりがある。

歌詠みも詩作りも、かやうの人ども数知らず、(後略)なく、伊賀大夫、六条大夫などいふ優れたる人どもあり、

(傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。 (傍線筆者)とあることによってわかる。

とは、琵琶でつながりが見い出せることにもなる。

事は信憑性が高いと思われる。

さて、では、輔仁に上述のような、日本の琵琶の師資相承はさて、では、輔仁に上述のような、日本の琵琶の師覧相承によいて、師から現場が、琵琶の伝習過程において、師から弟子る。こうした歴史観が、琵琶の伝習過程において、師から弟子なって一伝をもって伝えられたと思われることは、中原香苗氏が、琵琶を学ぶ者にとって、本朝の琵琶の起源を語る貞敏による琵琶伝来説話は非常に重要なものであり、師から琵琶道を学ぶ際には、必ず受け継いだものと思われる。

にとっても、自分たちの正統性を支えるものであったからだろを示すものであり、琵琶を教える者にとっても、琵琶を学ぶ者の歴史観)がなぜ「非常に重要なもの」なのかについては触れと指摘されていて、ここではこうした「琵琶伝来説話」(琵琶

これらはみな自家の存立を確かなものとするために、家々に備 また、こうしたことは琵琶ひとつに限ったことではない。他の 位を脅かすか知れないのである。だから、琵琶の家として代々 P もし、こうした由緒来歴がなかったなら、古代からその職能を 要なものであったことと思われる。なぜなら、琵琶の家を琵琶 う。 家やさまざまな音楽の家の成立基盤というものを考えてみれ えられたものであったと考えられるのである。こうした琵琶の 張する師資相承の次第や、秘事・秘曲とその相伝の系譜がある れぞれを家業とする重代の家というものがあり、それぞれが主 楽器、あるいは左舞や右舞、神楽、催馬楽などに至るまで、そ いるなどという由緒来歴の物語が語られたのだと考えられる。 師資相承を受け継いでいる、貞敏以来の秘事・秘曲を相伝して と称する秘儀・奥義としての秘事・秘曲が作られ、貞敏以来の 安定してその師範としての地位を保つために、家に代々伝わる 範として名実ともに琵琶の上手として認められていたとして が重視され、由緒が重んじられる社会である。また、琵琶の師 琶の師範を勤めていくようなことは難しかったであろう。先例 家とは違って、藤原氏や源氏などの家が琵琶の家として代々琵 もって朝廷や寺社に仕えてきた由緒をもつ狛氏のような地下楽 け継いでいるというところにあったと考えられるからである。 の家たらしめているのは、まさにこの貞敏以来の師資相承を受 いつ何時それを超える琵琶の上手が他家から現れ、その地 中でも、 琵琶の家の師範(ここでは基綱) にとっては、 重

このように、琵琶の歴史観が桂流の二代目とされた基綱の、い出したとすれば、桂流の方であった、だからこうした歴史観を言い出したのも、基綱か、あるいはその父で、桂流の初代とを言い出したのも、基綱か、あるいはその父で、桂流の初代とで、まれた経信であった可能性が高いと思われるのである(なお、な話、りやや遅れて登場してくる。だから、こうした歴史観を言い出したとすれば、桂流の方であったと考えられるのである)。い出したとすれば、桂流の方であったと考えられるのである)。い出したとすれば、桂流の方であったと考えられるのである)。

ることと符合するのである として最初に成立した桂流の形成が基綱の時代と考えられてい 輔仁にこうした歴史観があったと考えられることは、 られているところである)。その意味で、基綱の弟子とされる が成立していたし、 る(実際に孝道の時代に至るまでに、琵琶の家は桂・西の二流 歴を語る歴史観もとっくに成立していなければならないのであ 道の時点では、 の時代に生きた前述の基綱の時であったとされているから、孝(4) を継いだ人であるが、桂流が形成されたのは、孝道の祖父孝博 方は成立しないと思われるのである。孝道は賢円―院禅―孝博 せれば、 は琵琶の歴史観が重要であったと思われることなどを考え合わ その弟子とされる輔仁にうかがえることや、琵琶の家の成立に ―孝定と続いてきたとされる(『文机談』による) 猪瀬氏のいう、こうした歴史観が孝道からだという見 琵琶の家も、 秘曲もすでに登場していたことはすでに 秘曲も、そしてそれらの由緒・来 西流師範家 琵琶の家

ところで、前掲の輔仁の「弾琵琶」では、「秦筝更巧佳娘芸ところで、前掲の輔仁の「弾琵琶」では、「秦筝更に巧みなり」 佳娘の芸)」とある部分も、琵琶史観に関係する可能性があるように思う。これは、筝に巧みなのは「佳嬢が、「劉娘尤善琴筝」と記されていた(前掲)のと一致する。直前に廉承武から輔仁まで十代であることを踏まえた句であことを踏まえると、この句自体が卒伝の内容を踏まえた句である可能性もあるように思われる。つまり、ここにも、輔仁には日本の琵琶は貞敏の琵琶伝習に始まる、などとする見方があった可能性があるということである。

もしれない。 ちなみに、南北朝時代以降に成立した『筝相承系図』では、 ちなみに、南北朝時代以降に成立した『筝相承系図』では、 りになったかについてはここでは話がそ の娘から学んだことに求めている。こうした筝の歴史観がい 日本における筝の始まりを、「一説」としつつも、貞敏が劉二 日本における筝の始まりを、「一説」としつつも、貞敏が劉二

#### 小括

およそ十二世紀初めまでにこうした見方があったこと、したがなどとする歴史観が、輔仁親王の作品にうかがうことができ、に記すが、本稿では、日本の琵琶の師資相承は貞敏に始まる、検討の途中であるが、ここで紙幅が尽きた。この続きは別稿

えられることと符合することも指摘した。 で論じた。琵琶の歴史観が琵琶の家の成立に深く関わっていたと考るならば、こうした歴史観が、琵琶の家の成立に重要なものでるならば、こうした歴史観が、その基綱にこうした歴史観がうかがえるならば、こうした歴史観が琵琶の家として最初に登場したのは経信・基綱親子ので輔仁の師とされる基綱にもそれがあった可能性の高いこと

で取り上げたい。 時代に至るまでにはまだなおいくつかある。それは本稿の続きることができたのは輔仁親王の「弾琵琶」だけであるが、孝道ることができたのは輔仁親王の「弾琵琶」だけであるが、孝道

#### 註

器としても盛んに用いられ、これらの曲は秘曲として相

- 三秘曲の一。」と説明する。 五五三頁)では啄木を「藤原貞敏が唐より伝えた琵琶の伝された。」とし、同「啄木」項(蒲生美津子氏執筆、一
- 一三六号、東方学会、二○一八年七月。(3)「琵琶曲「啄木」攷──宋代文人の聴いた音楽」、『東方学』
- (4)「二つの《流泉》、《石上流泉》と《上原石上流泉》——『源の生成に活かされたか——」、『説話文学研究』第五十六号、の生成に活かされたか——」、『説話文学研究』第五十六号、
- (5) 太上の己事・己录は、森下要台も「なた」関連党話・義・藤巻和宏・高橋悠介編、勉誠出版、二〇一四年七月。政期の漢籍受容」、『アジア遊学一七四 中世寺社の空間・政期の漢籍受容」、『アジア遊学一七四 中世寺社の空間・政期の漢籍受容」、『アジア遊学一七四 中世寺社の空間・政期の漢籍を対して、「楊貴妃と琵琶――楽琵琶の三曲の一つ「楊真操」と院

- 二○○六年十二月)六三~七五頁、注6の猪瀬氏の著書~三二頁、豊永聡美氏『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館)五上による演奏については、注6の磯先生の著書二二三
- 二七二~二九五頁、同猪瀬氏の著一九~五七頁などがある。(8)累代の御物としての玄上については、注7豊永氏の著書、一九~五七頁に考察がある。
- (9)『江談抄』巻三第五十六~五十八話、『今昔物語集』巻二十四代二十四話などが早い例で、稲垣泰一氏「鬼と名楽十四代二十四話などが早い例で、稲垣泰一氏「鬼と名楽中世文学』東京教育大学中世文学談話会編・刊、一九七中世文学』東京教育大学中世文学談話会編・刊、一九七中三月)、中原香苗氏「楽器名物譚の伝承」(『説話文学研究』第三十四号、説話文学会、一九九九年五月)、森下要治氏「物語られる〈玄上〉・序説」(『文教国文学』第四十七号、広島文教女子大学、二〇〇二年九月)、注6磯先生の著、中原氏「楽器と王権」(『皇統迭立と文学形成』十七号、広島文教女子大学、二〇〇二年九月)、注6磯先生の著、中原氏「楽器と王権」(『皇統迭立と文学形成』十七号、広島文教女子大学、二〇〇二年九月)、注6磯先生の著、中原氏「楽器と王権」(『皇統迭立と文学形成』十七号、広島文学研究会編、和泉書院、二〇〇九年大阪大学古代中世文学研究会編、和泉書院、二〇〇九年大阪大学古代中世文学研究会編、和泉書院、二〇〇九年大阪大学古代中世文学研究会編、和泉書院、二〇〇九年
- の記録に認められない。」とされ、スティーヴン・G・ネー酸請来の琵琶という伝承には、(中略)のちの附会という気がは、(中略)のちの附会というが、注6の磯先生の著二三五頁では「(※玄上について)貞

琵琶史観の諸相

-藤原孝道に至るまで-

- ルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるルソン氏は「「秘曲尽くし」再現――『文机談』に見えるのであったった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実として、いまうになった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実としようになった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実としようになった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実としようになった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実として、いまうになった。」と述べられ、貞敏の秘曲伝授が史実としまうになったことを指摘しておられる。
- 園日本音楽資料室、二〇〇六年三月。人――」について」、『日本音楽史研究』第六号、上野学八二)福島和夫氏「豊永聡美氏「藤原貞敏――音楽に秀でた官
- (12) 注6の磯先生の著書六〇頁
- はのちに桂流の二代目とされた基綱が初代とされた経信一九九四年九月)によれば、琵琶の家桂流の「流派形成期」一九九四年九月)によれば、琵琶の家桂流の「流派形成期」(3)森下要治氏「桂流の流派形成期について――源基綱の琵
- (14) 注2の拙稿。

の跡を継いだ時期であろうとされている。

15) 「藤原貞敏による琵琶伝習の実態」付、『琵琶諸調子品

二八

- 学日本文学会、二〇二一年十二月。 について」、『花園大学日本文学論究』 第一四号、花園大
- (16) 「金剛寺聖教中の音楽資料について」、 密教寺院に伝わる典籍の学際的調査・研究-を中心に― -研究成果報告書』二〇一一年三月。 後藤昭雄編 金剛寺本 『真言
- (17) 注6の猪瀬氏著、第二部第五章(一五二~一五五頁)。
- 〔18〕「『文机談』藤原貞敏の秘曲伝授説話をめぐって――国史 四卷第十号、日本文学協会、二〇一五年十月。 には二百両、口伝には三百両――」、『日本文学』第六十
- 19) 「菊亭本『文机談』の性格 に――」、『詞林』第十一号、大阪大学古代中世文学研究会: 九九二年四月。 ――伏見宮本との比較を中心
- 20 承」という言い方をしておられるが、筆者が呼んでいる うである。」とあるのによる。氏は「秘曲伝授をめぐる伝 と無関係ではないだろう。しかしこうした孝道の附会は せ始めるのは、この時期の秘曲伝授をめぐる伝承の形成 とのなかった二人が、突如として同時代の資料に姿を見 それ以前の説話集や公家日記類にもいっさい登場するこ らの名前が見え始める。『江談抄』や『今昔物語集』など 名前を盛んに喧伝し始めるのと同時代に、説話集にも彼 注6の猪瀬氏の著三九四頁に、「孝道が廉承武や貞敏の 琵琶を営むものたちには忘れ去られてしまったよ

- 21 二〇二一年二月。 『国際日本学』 第一八号、 法政大学国際日本学研究所
- (22) 「琵琶演奏伝承の研究 機関リポジトリより) て」(法政大学学位論文、二〇二二年九月、法政大学学術 -八世紀から十世紀前半にかけ
- (2)「貞敏の琵琶楽伝習をめぐって」、『日本文学誌要』第三 系編修会編、吉川弘文館、一九三四年七月、二二一~二頁

(23)『新訂増補国史大系 日本三代実録』黒板勝美・国史大

(25) 注22の論文、第三章。

二号、法政大学国文学会、一九八五年七月。

- 26)「「伏見宮本琵琶譜」解題」、『琵琶譜』宮内庁書陵部編・ 刊、一九六四年三月。なお、「平安中期十一世紀前後」と
- はどの期間を指すのか、筆者にはわからない。

(27)書陵部所蔵資料目録・画像公開システムの画像より翻刻。

- (28) 注27に同じ。
- 29 及び深谷憲一訳『入唐求法巡礼行記』(中公文庫、中央公 論社、一九九○年十一月)の現代語訳を参照にした。 (東洋文庫一五七、平凡社、一九七〇年二月)の訓読と補注) 解釈にあたっては、塩入良道校注『入唐求法巡礼行記1』
- 30) 貞敏の学んだものがこれ以外にもあった可能性について は、注6の磯先生著一八四頁、注7の豊永氏著二二六頁、 注22の根本氏五二頁に言及がある。とくに「賀殿」の招 来については、『和名類聚抄』巻四、 曲調類第四十九の壱

琵琶史観のことであろう。

らわれるだろう」(六○頁)とされている。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。時代に近い成立の文献にあることから、可能性がある。

- 二月、同年三月再版、五八七頁。 (31) 『角川大字源』山田俊雄ほか編、角川書店、一九九二年
- (32) 注11の論考。
- (33) 注22の論考、六三~六六頁。
- (34) 林謙三氏「琵琶調絃の種々相」(『雅楽―古楽譜の解読―』 東洋音楽学会編、音楽之友社、一九六九年十二月)二七四頁、スティーヴン・G・ネルソン氏「8世紀から12世四頁、スティーヴン・G・ネルソン氏「8世紀から12世四東文)(『日本音楽史研究』第八号、上野学園大学日本音楽史研究所、二〇一二年九月)一三頁、注2の根本氏の論考五九、七四頁、及び第四章。
- 私に付し、括弧付きで他と区別した。 二年三月、二二五、六頁。自注の訓読はなかったため、3)『本朝無題詩全注釈 一』本間洋一注、新典社、一九九
- (3) 同書巻末の孝道の奥書による。翻刻は『図書寮叢刊(36)『中右記』元永二年(一一一九)十一月二十八日条。

伏

- 八九年三月)二〇五頁。 見宮旧蔵楽書集成一』(宮内庁書陵部編、明治書院、一九
- 十月、三五五頁。 十月、三五五頁。
- (39) 注37の書、二七〇頁。
- (4) 宮内庁書陵部蔵本〈伏一五○六〉の紙焼き写真より翻刻、 (4) 宮内庁書陵部蔵本〈伏一五○六〉の紙焼き写真より翻刻、
- 一九八四年六月、三一五頁。 一九八四年六月、三一五頁。
- 荒木浩校注、岩波書店、二○○五年十一月)五二五頁。 (43)『新日本古典文学大系 古事談・続古事談』(川端善明・
- 東玉美校訂・訳、筑摩書房、二〇二一年五月)は『體源鈔』中、工月)は「未詳」とするが、『新注古事談」(浅見和彦・井二月)は「未詳」とするが、『新注古事談」(浅見和彦・基通、又は大神基賢か」とし、『古今著聞集』二七四話の「六条大夫基通」を指摘する。注3の『新日本古典文学大系条大夫基通」を指摘する。注3の『新日本古典文学大系条大夫基通」を指摘する。注3の『新日本古典文学大系を大夫基通」を指摘する。注3の『大田本学、現代思潮社、一九八一年

- の当該記事と、前述の『古今著聞集』二七四話の「六条 大夫基通」をあてる。
- (4) 『新訂増補故実叢書 禁秘抄校註·拾芥抄』故実叢書編 三六三頁 集部編、 明治図書出版:吉川弘文館、一九五二年七月、
- (46) 日本古典全集『體源鈔二』正宗敦夫編、 行会、一九三三年六月、五五二頁。 日本古典全集刊
- (47) なお、注6の猪瀬氏著、一四七頁では「六条入道蓮道 引用は『増補史料大成 なのか、「源」姓なのかはわからない。なお、『台記』の 予和笙」とあるものの、ここからは「基通」が「六条入道」 師来、令吹笛如何、御報云、無禅者、即基通法師吹笛、 久安四年(一一四八)三月十一日条には「今日、基通法 を「源基通」とするが、その根拠として示された『台記』 上段による。 九六五年九月初版、一九八一年五月第三刷)二四九頁 台記一』(同大成刊行会、臨川書店、
- 48 注16の論、三七頁上段。
- (49) 注2の拙稿
- 50 成されていなかったと考えられるからである。流派と認 すべきであろう。桂流が形成されたとき、まだ西流は形 いるが、厳密には「流派」ではなく「琵琶の家」などと あるように「桂流の流派形成期」という言い方をされて 注13の森下氏の論。なお、森下氏は論文のタイトルにも

- るようになってからのことと思われる。 識されるようになるのは、複数の家が並び立ち、
- (51) 末尾を南北朝時代までとするのが伏見宮本、末尾を室町 と解題は、福島和夫「筝相承系図 応永十一年仮名暦紙 部編、 〇二二年七月、本文は六七五~六頁、 究所編『歴史学としての日本音楽史研究』和泉書院、二 者は『図書寮叢刊 時代前期までとするのが日本音楽史研究所本という。前 『花園大学日本文学論究』第十六号(花園大学日本文学会 翻刻・解題」、福島和夫・上野学園大学日本音楽史研 明治書院、一九九五年三月、二六〇~一頁。後者 伏見宮旧蔵楽書集成二』宮内庁書陵 解題は六九七~九頁
- 二〇二四年三月刊行予定)に掲載